相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市香川町浅野八〇六番地一、最後の住所香川県高松市三谷町七八〇番地二　被相続人　亡　井下　政典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十二日

高松市屋島西町二四九七番地八　ヴェルデ小坂二〇五号室　事務所高松市屋島西町二四二一番地二八　相続財産管理人　植村　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県三豊市高瀬町佐股甲一五五番地二、最後の住所香川県三豊市高瀬町佐股乙一九一番地五　被相続人　亡　近田　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十二日

香川県三豊市豊中町本山甲六九〇番地　相続財産管理人　原田祥一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県指宿市西方四六二〇番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　北川　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十二日

鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町一八番地一七　相続財産管理人　里村　紀幸

無縁墳墓等改葬公告

数年間にわたり連絡がとれないために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年二月二十二日

一　墓地等所在地　東京都西東京市ひばりが丘四―一六六五

一　墓地等の名称　本芳寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳（四三番片野家、一二九番　不詳、一四七番　北村家、二二四番　水島家）

一　改葬を行おうとする者　東京都中央区月島三―一七―三　本芳寺住職　森　芳樹

別府市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　別府市に代わって別府市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行う者の名称

大分県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う公営住宅等の名称

別府市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成九年別府市条例第二十七号）別表に掲げる公営住宅等（市営丸尾市民住宅、市営浜町住宅及び市営両郡橋勤労者住宅Fを除く。）

三　一で定める者が行う公営住宅等の管理の内容

イ　法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

ロ　公営住宅等の維持修繕に関する業務その他イに付随する業務

四　一で定める者が公営住宅等の管理を行う期間

平成二十八年四月一日から

平成三十三年三月三十一日まで

平成二十八年二月二十二日

大分市城崎町二丁目三番三二号　大分県住宅供給公社　理事長　直野　清光

債権申出の公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十八年一月二十七日厚生労働大臣の認可を受け解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月二十二日

千葉県千葉市中央区中央港一丁目一三番一号　千葉県建設業厚生年金基金　代表清算人　鈴木　雅博

旅行業協会弁済業務保証金分担金返還に関する公告

弁済業務規約第二十二条の二（弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取り扱い）の規定により次のとおり公告します。

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成28年2月22日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①ＭＥＮＴＯＲ　ＴＲＡＶＥＬ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6870号　④李東因　東京都新宿区河田町３番51―409号　⑤本社　東京都新宿区大久保２―２―11新宿太陽ビル６階　⑥平成27年１月８日　⑧平成28年１月21日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区河田町３番51―409号　李東因

一、当協会の保証社員であった者の名称　有限会社ジャパンバリツアーズ

二、住所　東京都大田区仲池上二丁目六番一〇号

三、代表者　野田　和代

右記会社は本公告掲載の翌日から五年以内に弁済業務保証金分担金の返還手続き（弁済業務規約第十八条及び第二十二条）をとり、同分担金の返還を受けて下さい。返還を受けないときは、当該弁済業務保証金分担金を本会の収入とし、これを弁済業務保証金準備金に繰り入れます。

手続場所　東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　一般社団法人日本旅行業協会

平成二十八年二月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　一般社団法人日本旅行業協会　会長　田川　博己